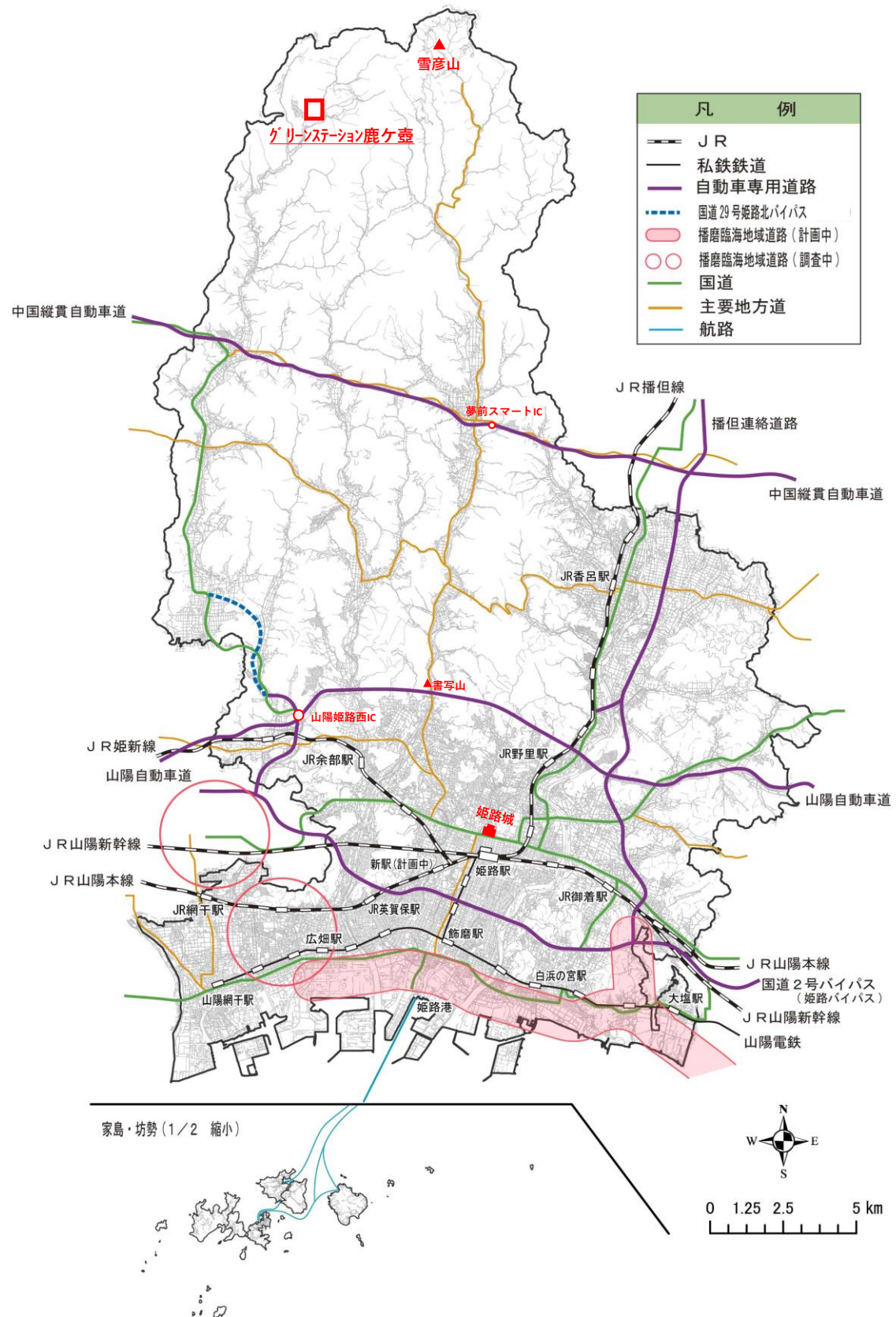


(資料1)



合成公図

(複数の公図を1枚にしたものです)

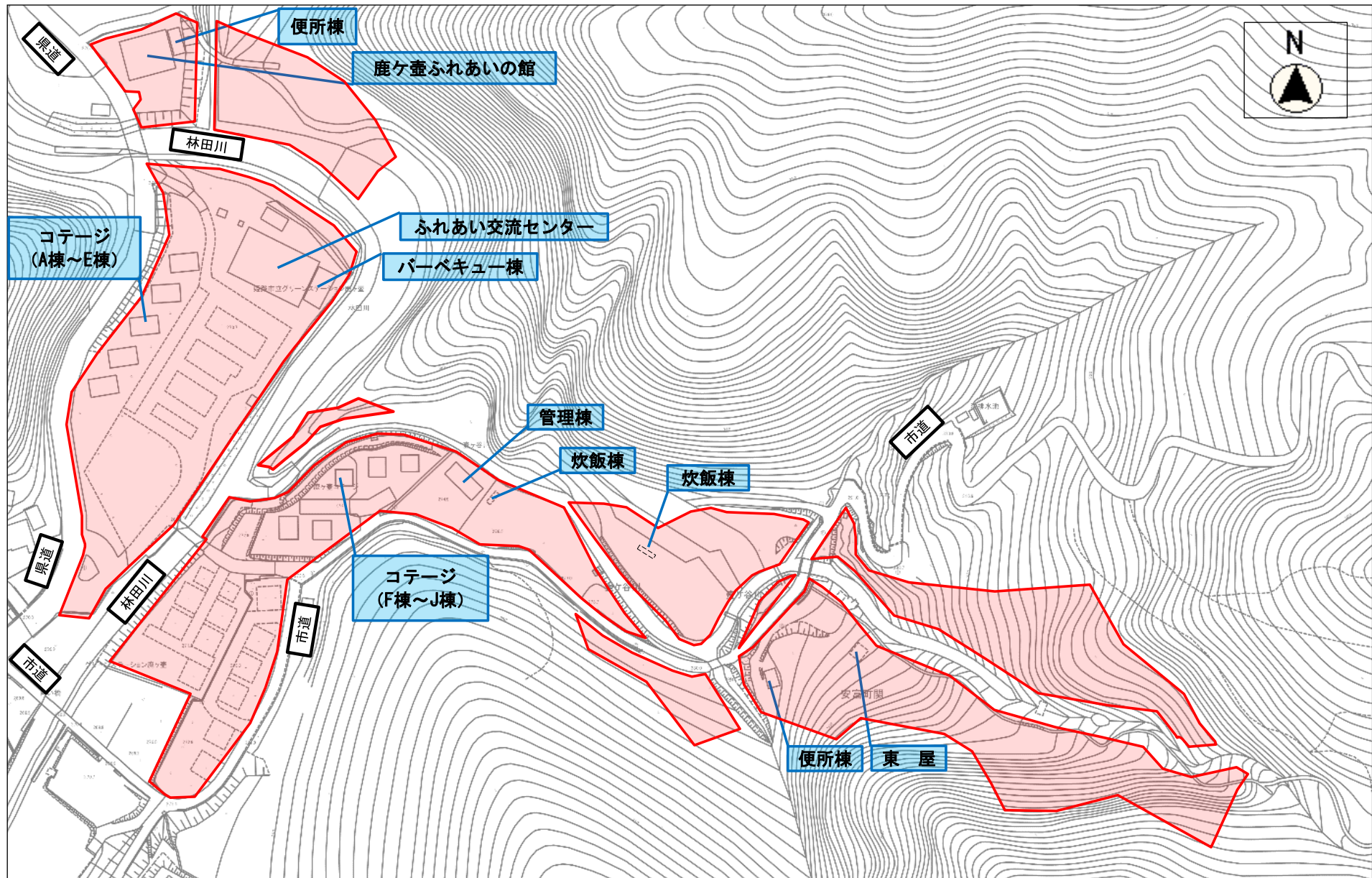
凡例

- ・・・貸付地 (有番地)
- ・・・貸付地 (無番地)



グリーンステーション鹿ヶ壺敷地図（貸付予定地）

（資料2-2）



※注：この図面は貸付するおおよその範囲を示したものであり、境界を示したものではない。

グリーンステーション鹿ヶ壺 施設概要

- ①コテージA棟～E棟
- ②コテージF棟・I棟
- ③コテージG棟・H棟・J棟
- ④オートキャンプ場
- ⑤キャンプ場
- ⑥バーベキューサイト
- ⑦ふれあい交流センター
- ⑧鹿ヶ壺ふれあいの館
- ⑨管理棟
- ⑩その他施設

自然の中で 遊ぶ！学ぶ！泊まる！ 充実の野外活動

ふれあいの館

醤油醸造場として1717年に建築され、平成7年に移築された古い建物で、照明設備もあり、催し、展示などに是非ご利用下さい。



コテージ(10戸)
定員4名のコテージです。
家族や少人数のグループに
最適。

⑧ 鹿ヶ壺ふれあいの館

WC

ふれあい交流センター

① コテージ

⑦

A
B
C
D
E

P
駐車場

多目的広場

県道

入口

至安富ダム
姫路

オートキャンプ場

④

②

H

I

J

F

G

③

コテージ

管理棟

⑨

キャンプ場

⑤

オートキャンプ場

(大サイト11区画・小サイト2区画)



テントサイトと駐車スペース1台分に、それぞれ水道と電源を設置しています。

コテージ (7人用3戸・10人用2戸)



木の香りのするログハウス調コテージ。
是非ご利用ください。



キャンプ場



林の中の静かなキャンプ場。深流の音を聞きながら自然を満喫。



三ヶ谷の滝



大落としの
岩場

ちよっと足をのばして…
周辺をハイキング

県の名勝鹿ヶ壺



滝壺の形が鹿が寝ている姿に似ていることから名付けられたと言われています。

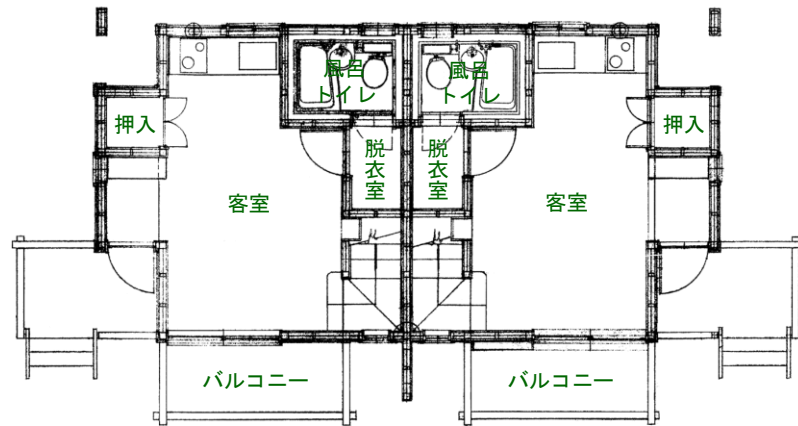


① コテージA棟～E棟〔定員4名／2戸建／5棟（計10戸）〕

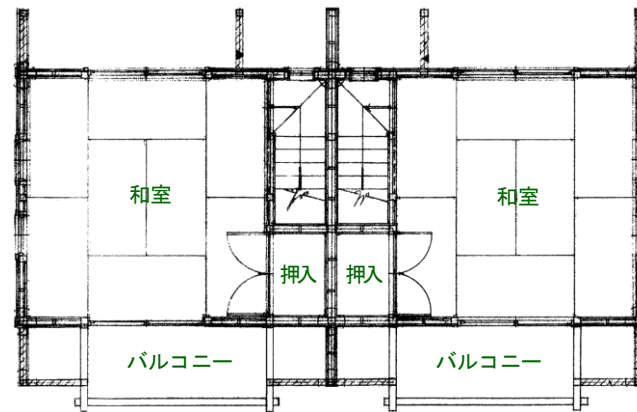
建築年月日	平成7年3月20日	延床面積	351.90㎡（35.19㎡×10戸）	構造	木造2階建
施設内容	1階：リビング、キッチン、風呂、便所 2階：和室（寝室）				
設備等	1階：キッチン（炊飯器、電気ポット等）、食器、バス、トイレ、冷蔵庫、エアコン 2階：テレビ、エアコン、寝具（4組） コテージ前：木製テーブル、長椅子				
現行料金	1室1泊（素泊まり） 12,200円（7・8月のすべての日、それ以外の月の金・土・日曜日・休日の前日） 8,100円（上記以外の期間）				



■コテージ（4名×2戸建）70.38㎡



1 F



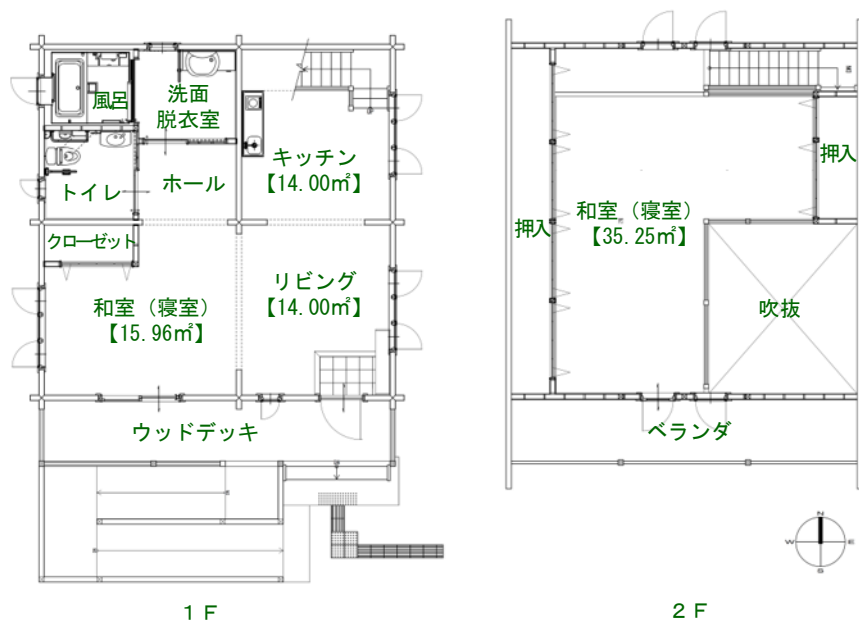
2 F

② コテージF棟・I棟〔定員10名／1戸建／2棟（うち1棟バリアフリー対応）〕

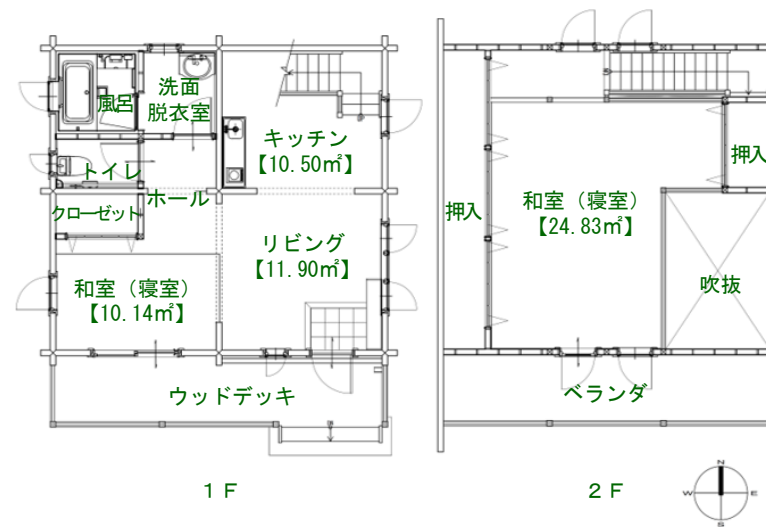
建築年月日	平成24年2月29日	延床面積	195.78㎡（114㎡+81.78㎡）	構 造	木造2階建
施設内容	1階：リビング、キッチン、風呂、便所、和室（寝室） 2階：和室（寝室）				
設 備 等	1階：キッチン（炊飯器、電気ポット等）、食器、バス、トイレ、冷蔵庫、エアコン、テレビ、ベッド2床（バリアフリー棟のみ） 2階：テレビ、エアコン、寝具（10組） コテージ前：木製テーブル、長椅子				
現 行 料 金	1室1泊（素泊まり） 28,500円（7・8月のすべての日、それ以外の月の金・土・日曜日・休日の前日） 19,300円（上記以外の期間）				



■コテージ（10名/バリアフリー対応）114㎡



■コテージ（10名）81.78㎡

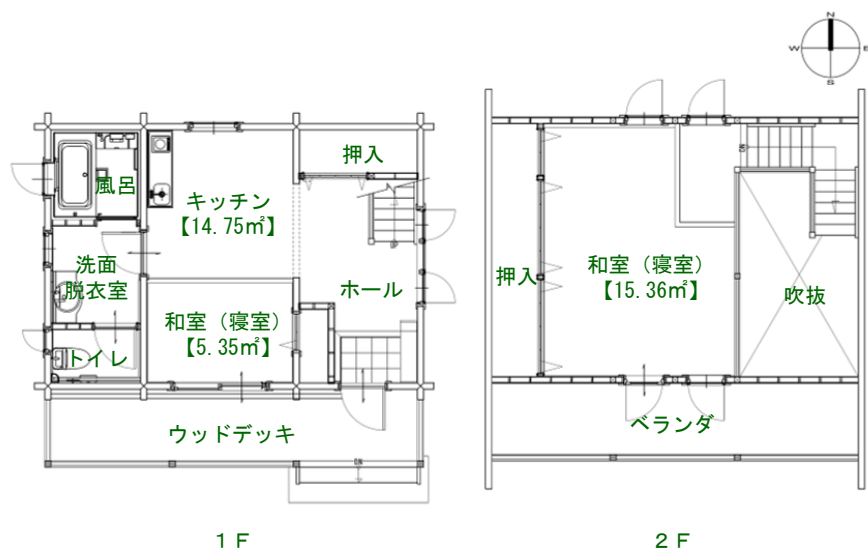


③ コテージG棟・H棟・J棟〔定員7名／1戸建／3棟〕

建築年月日	平成24年2月29日	延床面積	190.44㎡（63.48㎡×3棟）	構 造	木造2階建
施設内容	1階：リビング、キッチン、風呂、便所、和室（寝室） 2階：和室（寝室）				
設 備 等	1階：キッチン（炊飯器、電気ポット等）、食器、バス、トイレ、冷蔵庫、エアコン、テレビ 2階：エアコン、寝具（7組） コテージ前：木製テーブル、長椅子				
現 行 料 金	1室1泊（素泊まり） 20,300円（7・8月のすべての日、それ以外の月の金・土・日曜日・休日の前日） 14,200円（上記以外の期間）				



■コテージ（7名）63.48㎡



④ オートキャンプ場〔大サイト1 1区画／小サイト2 区画〕

区 画	大サイト 1 1区画（1区画：芝生スペース10m×6.55m） 小サイト 2 区画（1区画：芝生スペース 7m×3.55m）
設 備 等	水道、電源あり、流し台、駐車スペースは1台分のみ
現 行 料 金	大サイト 5,000円（デイキャンプの場合は3,000円） 小サイト 3,000円（デイキャンプの場合は1,800円）



⑤ キャンプ場

区 画	敷地面積：約9,000㎡ テントサイト（フリーサイト）
設 備 等	炊飯棟24㎡〔H4建築〕（水道、かまどは共同）、場内に駐車スペースなし（駐車場は別にあり、無料）
現 行 料 金	テント1張につき1,500円、タープ1張につき1,000円 大人（中学生以上）1人につき400円 小人（小学生）1人につき300円



⑥ バーベキューサイト

施 設 内 容	屋根付きバーベキュー棟96.20㎡〔H7建築〕
設 備 等	6名用バーベキューテーブル（イス有）×8基、流し台
現 行 料 金	料金1基 2,000円



⑦ ふれあい交流センター

建 築 年 月 日	平成6年3月31日	延 床 面 積	460.30㎡	構 造	木造平屋建
施 設 内 容	和室3室（お食事会、会議用）、シャワールーム（男女各3室）、食堂（最大40席）、売店、便所				
現 行 料 金	和室(1室) 午前10時～正午1,000円、午後1時～午後5時2,000円、午後6時～午後9時2,000円 シャワールーム 1人1回につき 200円				



⑧ 鹿ヶ壺ふれあいの館

建築年月日	平成7年2月28日	延床面積	345.39㎡	構造	木造2階建
施設内容	1階：ギャラリー 2階：ギャラリー				
現行料金	和室(1室) 午前10時～正午2,000円、午後1時～午後5時4,000円、午後6時～午後9時4,000円				



⑨ 管理棟

建築年月日	平成4年3月26日	延床面積	100.17㎡	構造	木造平屋建
施設内容	会議室（フリースペース）				
現行料金	1室1日につき 3,000円				

⑩ その他施設

倉庫	42.09㎡〔H7建築〕				
多目的広場	1,360㎡				
合併処理浄化槽	ふれあい交流センター前（210人槽）、オートキャンプ場横（100人槽）、鹿ヶ壺ふれあいの館横（10人槽）、キャンプ場横（28人槽）〔H6建築〕				
屋外便所	鹿ヶ壺ふれあいの館東側、キャンプ場〔H4建築〕				
駐車場	第1駐車場	2,700㎡／	84台	（ふれあい交流センター前）	
	第2駐車場	100㎡／	9台	（鹿ヶ壺ふれあいの館前）	



鹿ヶ壺入口



駐車場

物件調査書

(資料4)

1 土地に関する情報				
所在地	姫路市安富町関 7 7 5			
敷地面積	4 3 , 5 3 6 . 2 3 m ²			
接道状況	市道安富 7 号線、市道安富8号線、一般県道東河内安富線			
法令等に基づく制限	用途地域	都市計画区域外		
	建ぺい率	—%	容積率	—%
	その他の制限	・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）（一部） ・砂防指定地（一部） ・河川保全区域（一部） ・兵庫県指定文化財（名勝・鹿ヶ壺）（一部） ・雪彦峰山県立自然公園（一部） ・緑豊かな環境形成地域		
交通機関	自家用車 ・姫路市中心部（姫路駅付近）から約 1 時間 ・大阪方面から （中国自動車道）夢前スマートインターチェンジから約30分 （山陽自動車道）姫路西インターチェンジから約40分 ・岡山方面から （中国自動車道）山崎インターチェンジから約25分 公共交通機関 ・JR姫路駅から神姫バス「グリーンステーション鹿ヶ壺行き」で約1時間10分 （運行本数：平日 2 往復、土・日・祝日1往復）			
供給処理施設の状況	電気	関西電力	ガス	プロパンガス （都市ガス非供給地域）
	上水道	公共水道	下水道	合併浄化槽
	電話	NTT西日本		
駐車場	第1駐車場	2, 700m ² /84台（ふれあい交流センター前）		
	第2駐車場	100m ² /9台（鹿ヶ壺ふれあいの館前）		

物件調書

2 建物（施設）に関する情報

	建物等名称	棟数	延床面積	構造	階層	建築（整備）年度	備考（定員他）
主な施設の概要	ふれあい交流センター	1	460.3㎡	木造	平屋	平成5年	
	鹿ヶ壺ふれあいの館	1	345.39㎡	木造	二階建	平成6年（移築）	
	コテージA棟～E棟	5	351.90㎡ (35.19㎡×10戸)	木造	二階建	平成6年	4人/戸
	コテージF棟・I棟	2	195.78㎡ (114㎡+81.78㎡)	木造	二階建	平成23年	10人/棟
	コテージG棟・H棟 ・J棟	3	190.44㎡ (63.48㎡×3)	木造	二階建	平成23年	7人/棟
	管理棟	1	100.17㎡	木造	平屋	平成3年	
	バーベキューサイト	1	96.20㎡	木造	平屋	平成6年	8基
	倉庫	1	42.09㎡	木造		平成7年	
	屋外便所	2	27.07㎡	木造		平成4年	
	オートキャンプ場 （大サイト）	—	—	芝生	—	平成22年	11区画 (10m×6.55m)
	オートキャンプ場 （小サイト）	—	—	芝生	—	平成22年	2区画 (7m×3.55m)
	キャンプ場 （フリーサイト）	—	—	—	—	平成5年	炊飯棟在り
	多目的広場	—	1,360㎡	—	—		

物件調書

3 管理運営情報		
管理体制	指定管理（令和8年3月31日まで）	
主な修繕履歴	令和2年度	管理棟便所修繕
	令和4年度	ふれあい交流センター・ふれあいの館非常用照明器具修繕
	令和5年度	ふれあい交流センター電話設備交換
	令和5年度	鹿ヶ壺ふれあいの館浄化槽フロア修繕
利用時間 （令和6年4月1日現在）	ふれあい交流センター	午前10時～午後9時まで
	鹿ヶ壺ふれあいの館	午前10時～午後9時まで
	コテージ	[宿泊]午後3時から翌日午前10時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午前10時から翌日午前10時まで [休憩]午前10時から午後3時まで
	キャンプ場	午後2時から翌日午後1時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午後1時から翌日午後1時まで。
	オートキャンプ場	[宿泊]午後2時から翌日午後1時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午後1時から翌日午後1時まで [ディキャンプ利用]午前10時から午後5時まで
利用料金 （令和6年4月1日現在）	ふれあい交流センター（和室A～C）	
	10時～正午1,000円 13～17時2,000円 18～21時2,000円 10時～17時3,000円 13～21時4,000円 10～21時5,000円	
	鹿ヶ壺ふれあいの館	
	10時～正午2,000円 13～17時4,000円 18時～21時4,000円 10時～17時6,100円 13～21時8,100円 10時～21時10,100円	
	コテージ	A棟～E棟（4人用）
		[宿泊] 1室1泊につき8100円。ただし、金・土・日若しくは休日の前日又は7・8月に宿泊する場合は12,200円 [休憩] 1室1時間につき1,000円
		G棟・H棟・J棟（7人用）
		[宿泊] 1室1泊につき14,200円。ただし、金・土・日若しくは休日の前日又は7・8月に宿泊する場合は20,300円 [休憩] 1室1時間につき1,500円
		F棟・I棟（10人用）
		[宿泊] 1室1泊につき19,300円。ただし、金・土・日若しくは休日の前日又は7・8月に宿泊する場合は28,500円 [休憩] 1室1時間につき2,000円
	キャンプ場	大人（中学生以上）1人1泊 400円 小人（小学生）1人1泊 300円 テント設置スペース 1張1泊1,500円 タフ設置スペース 1張1泊1,000円
	オートキャンプ場	[宿泊]（大）1サイト1泊5,000円 （小）1サイト1泊3,000円 [ディキャンプ]（大）1サイト1回3,000円 （小）1サイト1回1,800円
	付属設備	バーベキューサイト1基 1回2,000円 管理棟会議室 1室 1日3,000円 シャワールーム1人1回につき200円

施設の利用状況・稼働率・収支状況

1 利用状況

施 設	利用者数 (人)					
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ふれあい交流センター等	33,781	37,108	26,037	23,690	23,479	19,300
コテージA棟～E棟	1,102	1,476	929	1,277	1,202	1,060
コテージF棟～J棟	3,323	3,672	2,201	2,599	2,856	3,174
キャンプ場	2,179	2,088	2,599	2,259	2,293	2,375
オートキャンプ場	1,326	1,468	1,857	2,238	2,353	1,864
バーベキューサイト	2,489	2,714	1,620	1,328	1,825	2,217
合 計	44,200	48,526	35,243	33,391	34,008	29,990

※ ふれあい交流センター等には、ふれあいの館や自主事業(食堂)等の利用者を含む。

※ 利用者数はそれぞれの施設を利用した延べ人数であるため、実際の来場者数とは異なる。

2 稼働率

施 設	稼働率(%)					
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コテージA棟～E棟	8.1	10.8	7.0	10.2	9.4	8.4
コテージF棟～J棟	26.1	28.3	18.9	22.9	24.4	26.0
オートキャンプ場	6.6	7.6	11.1	13.7	14.2	11.5
バーベキューサイト	13.2	15.0	9.6	8.2	11.0	13.2

※ コロナ禍の影響により、R2.4.9～5.31、R3.4.25～5.11 まで休館。

※ 稼働率が高い8月(令和5年度)

コテージ A 棟～E 棟 26.5%、コテージ F 棟～J 棟 64.5%、
オートキャンプ場 16.4%、バーベキューサイト 42.3%

3 収支状況

① 指定管理業務

(単位:円)

年 度	収 入				支 出	収 支
	指定管理料	利用料金	雑収入	合 計		
H25	2,599,000	17,995,000	1,312	20,595,312	20,196,079	399,233
H26	2,262,000	19,291,060	20,847	21,573,907	22,458,183	△884,276
H27	3,386,758	20,791,900	1,537	24,180,195	23,217,376	962,819
H28	3,197,000	18,697,900	600,242	22,495,142	23,376,484	△881,342
H29	3,451,000	16,567,300	25,038	20,043,338	22,260,769	△2,217,431
H30	3,442,000	17,492,100	18,030	20,952,130	21,926,186	△974,056
R 元	3,447,812	19,982,700	9,037	23,439,549	22,927,301	512,248
R2	8,549,000	15,559,700	708,267	24,816,967	21,290,421	3,526,546
R3	5,384,000	18,818,000	241,980	24,443,980	24,346,009	97,971
R4	5,444,000	19,571,300	10,033	25,025,333	25,380,131	△354,798
R5	7,577,435	19,233,700	27	26,811,162	25,143,521	1,667,641

※ 令和2年度の指定管理料は、コロナ禍影響による休業補償 3,225,000 円を含む。

※ 令和5年度の指定管理料には、光熱費高騰による令和4年度分補正額 523,435 円を含む。

※ (参考)令和5年度指定管理料 : 7,054,000 円

② 自主事業 (主に食堂及び物販)

(単位:円)

年 度	収 入	支 出	収 支
H25	16,499,311	14,834,474	1,664,837
H26	16,179,411	15,142,300	1,037,111
H27	13,142,057	13,486,599	△344,542
H28	13,872,309	13,664,008	208,301
H29	11,412,549	12,546,649	△1,134,100
H30	12,740,490	13,061,589	△321,099
R 元	13,841,482	13,865,141	△23,659
R2	9,837,663	10,917,577	△1,079,914
R3	8,436,827	11,163,443	△2,726,616
R4	8,177,843	10,321,058	△2,143,215
R5	7,258,900	9,402,832	△2,143,932

既存備品リスト

保管場所	保管場所(詳細)	取得日	備品名	規格
①ふれあいの館	旧オートキャンプ場上段	不明	流し台	2槽流し(100×45)
	ふれあいの館	不明	陳列ケース	ガラス陳列ケース
	ふれあいの館	不明	陳列ケース	ガラス陳列ケース
②ふれあい交流センター	玄関	不明	鉄製スタンド	パンフレットスタンド(75×145)
	事務所	不明	ワイヤレスアンプ	アンプ WA845A
		不明	ワイヤレスアンプ	ワイヤレス WX-3020B53A
		不明	チューナー	チューナー WX-D800
		不明	チューナー	チューナー WX-D800/B13
		不明	マイクロホン	マイクロフォン WX-3200B11
		不明	マイクスタンド	チャイム付卓上マイク EC100
		不明	片袖机	事務用片袖机
		不明	片袖机	事務用片袖机
		不明	脇机	事務用脇机
		不明	脇机	事務用脇机
		不明	引き戸式書庫(スチール戸)	スチールロッカー (90×40×180)
		不明	引き戸式書庫(スチール戸)	スチール半ロッカー (90×40×90)
		不明	冷暖房機	エアコン P224TX-W
		不明	冷暖房機	エアコン P224TX-W
	食堂	不明	カップウオーマー	カップウオーマー DA-602
		不明	電気保冷库	恒温高湿庫 RT-120PNA
		不明	食卓テーブル	食卓テーブル (135×80)
		不明	食卓テーブル	食卓テーブル (135×80)
		20220927	冷凍庫	製氷機
	倉庫	不明	更衣ロッカー	更衣ロッカー(4人用)
	厨房	不明	流し台	舟形シンク(160×75)
		不明	物品棚	中量物品棚 (95×57×180)
		不明	流し台	2槽流し (150×75)
		不明	流し台	2槽流し (100×60)
		不明	流し台	2槽流し (120×60)
		不明	流し台	1槽流し (150×90)
		不明	万能調理台	調理台 (150×90)
		不明	万能調理台	調理台 (180×90)
		不明	万能調理台	調理台 (180×90)
		不明	万能調理台	調理台 (160×60)
		20201020	電気冷蔵庫	
		20211005	電気冷蔵庫	業務用恒温高湿庫

既存備品リスト

保管場所	保管場所(詳細)	取得日	備品名	規格
②ふれあい交流センター	ふれあい交流センター裏	不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (185×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (95×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (95×57×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (120×45×170)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (180×60×180)
		不明	物 品 棚	中量物品棚 (180×60×180)
		不明	電気保冷库	恒温高湿庫 HCR90
		不明	流 し 台	2槽流し (150×75)
		不明	流 し 台	1槽流し(60×60)
		不明	流 し 台	1槽流し(60×60)
		不明	流 し 台	1槽流し(60×60)
		不明	流 し 台	1槽流し(60×45)
		不明	流 し 台	1槽流し(60×45)
		20160122	物置	ヨド物置LMD-2915(引き分け戸)
		20230710	電気冷蔵庫	業務用恒温高湿庫
	ふれあい交流センターロビー	20220819	電気冷蔵庫	冷蔵ショーケース
	ふれあい交流センター西側	不明	物 置	ヨド物置 LMB-2215GB
		不明	物 置	物置 (310×250×330)
	廊下	不明	陳列ケース	ガラス陳列ケース
	ロビー	不明	応接用長椅子	長イス
		不明	応接用長椅子	長イス
		20110701	テ レ ビ	ソニーKDL-32CX400鹿ヶ壺ロビー
	和室入口	不明	カラオケ機器	オートチェンジャー DV-10C
		不明	カラオケ機器	コントローラー DV-10G
		不明	ワイヤレスアンプ	アンプ MA180
		不明	スピーカー	スピーカー PS533
		不明	スピーカー	スピーカー PS533
		不明	ステレオラック	システムラック GK-P31
		不明	ディスクアンダーラック	チェンジャーラック GK-R30

既存備品リスト

保管場所	保管場所(詳細)	取得日	備品名	規格
②ふれあい交流センター	和室	不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
		不明	テーブル	和室用テーブル コクヨKT-47RN
③バーベキューサイト	バーベキューサイト	不明	流 し 台	2槽流し (170×75)
④(旧)コテージ	A棟-1	20111012	テ レ ビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷 暖 房 機	コテージA-1 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
		20200110	電気温水器	コテージA-1 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9
	A棟-2	20111012	テ レ ビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20130823	冷 暖 房 機	コテージA-2 三菱電気システムマルチエアコン
		20200110	電気温水器	コテージA-2 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9
	B棟-1	20111012	テ レ ビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20131106	冷 暖 房 機	コテージB-1 三菱電気 室内機2台、室外機1台
		20200110	電気温水器	コテージB-1 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9

既存備品リスト

保管場所	保管場所(詳細)	取得日	備品名	規格
④(旧)コテージ	B棟-2	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージB-2 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
		20220713	電気温水器	コテージB-2 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9
	C棟-1	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージC-1 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
		20200110	電気温水器	コテージC-1 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9
	C棟-2	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージC-2 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
		20220327	電気温水器	コテージC-2 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9
	D棟-1	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージD-1 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
		20190808	電気温水器	コテージD-1 三菱電気SRG-375EM、リモコンRMC-9
	D棟-2	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージD-2 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
		20200110	電気温水器	コテージD-2 三菱電気SRG-375G、リモコンRMC-9
	E棟-1	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージE-1 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
	E棟-2	20111012	テレビ	旧コテージ ソニーKDL-22CX400
		20140117	冷暖房機	コテージE-2 三菱電気MSZ2513XS-W 室内機2台、室外機1台
⑥(新)コテージ	F棟	20120310	食卓テーブル	鹿ヶ壺新コテージ用備品(食卓T4人用)
		20120310	食卓テーブル	鹿ヶ壺新コテージ用備品(食卓T6人用)
		20120310	テレビ	新コテージ ソニーKDL-32CX400
		20120310	電気冷蔵庫	新コテージ 三菱MR-P15T
		20191120	ベッド	(株)セブンベット ベットフレームS(メロディ)+ボンネルコイルマットレスM76
		20191120	ベッド	(株)セブンベット ベットフレームS(メロディ)+ボンネルコイルマットレスM76
		20240326	テーブルセット	県材産テーブルベンチセット

既存備品リスト

保管場所	保管場所(詳細)	取得日	備品名	規格
⑥(新)コ テージ	G棟	20120310	食卓テーブル	鹿ヶ壺新コテージ用備品(食卓T4人用)
		20120310	テ レ ビ	新コテージ ソニーKDL-32CX400
		20120310	電気冷蔵庫	新コテージ 三菱MR-P15T
		20120315	ベッド	コイズミファニテック KPM-820
		20240326	テーブルセット	県材産テーブルベンチセット
	H棟	20120310	食卓テーブル	鹿ヶ壺新コテージ用備品(食卓T4人用)
		20120310	テ レ ビ	新コテージ ソニーKDL-32CX400
		20120310	電気冷蔵庫	新コテージ 三菱MR-P15T
		20120315	ベッド	コイズミファニテック KPM-820
		20240326	テーブルセット	県材産テーブルベンチセット
	I棟	20120312	ベッド	コイズミファニテック KPM-820
		20120312	ベッド	コイズミファニテック KPM-820
		20120310	食卓テーブル	鹿ヶ壺新コテージ用備品(食卓T6人用)
		20120310	テ レ ビ	新コテージ ソニーKDL-32CX400
		20120310	電気冷蔵庫	新コテージ 三菱MR-P15T
		20240326	テーブルセット	県材産テーブルベンチセット
	J棟	20120310	食卓テーブル	鹿ヶ壺新コテージ用備品(食卓T4人用)
		20120310	テ レ ビ	新コテージ ソニーKDL-32CX400
		20120310	電気冷蔵庫	新コテージ 三菱MR-P15T
		20120321	ベッド	コイズミファニテック KPM-820
		20240326	テーブルセット	県材産テーブルベンチセット
	新コテージ H棟前	20120302	物 置	鹿ヶ壺新コテージ用備品(物置)

※上記備品リストは、市の基準による備品を表示しており、施設内すべての備品を表示しているものではない。(消耗品等は記載していない。)

※実際の引き渡しの際には、リストの備品の内容に変更等があります。

○姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例

平成18年3月27日

条例第59号

(設置)

第1条 豊かな自然環境の中で、心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、地域資源を活用した産業振興及び地域の活性化に資するため、姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺（以下「グリーンステーション」という。）を設置する。

(位置)

第2条 グリーンステーションの位置は、次のとおりとする。

姫路市安富町関775番地

(利用時間)

第3条 グリーンステーションの利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 グリーンステーションの休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

(1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用許可)

第5条 別表第2区分の欄に掲げるグリーンステーションの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に際し、グリーンステーションの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) グリーンステーションの設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) グリーンステーションの建物、建物の附属設備、器具、備品等（以下これらを「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(4) グリーンステーションの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の変更等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反してグリーンステーションを使用したとき、又は使用しようとするとき。

(2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表第2に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を市長に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第8条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合によりグリーンステーションを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用者の義務）

第12条 使用者は、その使用する建物等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなけ

ればならない。

- 2 使用者は、グリーンステーションの係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

（特別の設備）

第13条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

- 3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

（行為の禁止）

第14条 何人も、グリーンステーションにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) グリーンステーションの建物等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、グリーンステーションの管理に支障がある行為をすること。

（入場の拒否、退場の命令等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、グリーンステーションへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に掲げる者のほか、グリーンステーションの管理上必要な指示に従わない者

- 2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他の必要な措置をしなければならない。

（損害の賠償）

第16条 グリーンステーションの建物等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第13条第3項に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部

又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第17条 市長は、グリーンステーションの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にグリーンステーションの管理を行わせることができる。この場合において、第5条、第6条、第8条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（選定方法及び選定基準）

第18条 グリーンステーションの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にグリーンステーションの管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

（1）グリーンステーションの管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

（2）グリーンステーションの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3）事業計画書の内容に沿ったグリーンステーションの管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

（再度の選定）

第19条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあつては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

（1）候補者を指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

（2）次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

（指定管理者の指定）

第20条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 使用許可に関すること。

(2) 第24条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。

(3) グリーンステーションの施設及び設備の維持管理を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、グリーンステーションの管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用料金)

第24条 市長は、第17条の規定により、指定管理者にグリーンステーションの管理を行わせる場合においては、グリーンステーションの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第2に定める使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に旧やすとみグリーンステーション鹿ヶ壺の設置及び管理に関する条例（平成 17 年安富町条例第 19 号）の規定によりなされた許可は、この条例の相当規定によりなされた許可とみなす。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 28 号）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に開始する姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺の施設（以下「施設」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前に開始する施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 28 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例別表第 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺の施設（以下「施設」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前に開始する施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 57 号）

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 26 日条例第 9 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

施設の区分	利用時間
ふれあい交流センター	午前 10 時から午後 9 時まで
鹿ヶ壺ふれあいの館	
コテージ	（宿泊利用） 午後 3 時から翌日午前 10 時まで。ただし、1 泊を超えて宿泊する場合の 2 日目以降については、午前 10 時から翌日午前 10 時まで

	(休憩利用) 午前 10時から午後 3時まで
キャンプ場	午後 2時から翌日午後 1時まで。ただし、1泊を超えて 宿泊する場合の 2 日目以降については、午後 1時から翌 日午後 1時まで
オートキャンプ場	(宿泊利用) 午後 2時から翌日午後 1時まで。ただし、1泊を超えて 宿泊する場合の 2 日目以降については、午後 1時から翌 日午後 1時まで
	(デイキャンプ利用) 午前 10時から午後 5時まで

別表第 2（第 5 条、第 9 条関係）

1 基本使用料等

区分			使用料					
			午前 10 時から正 午まで	午後 1時 から午後 5時まで	午後 6時 から午後 9時まで	午前 10 時から午 後 5時ま で	午後 1時 から午後 9時まで	午前 10時 から午後 9 時まで
ふれあ い交流 センタ ー	和室A		円 1, 0 1 0	円 2, 0 3 0	円 2, 0 3 0	円 3, 0 4 0	円 4, 0 6 0	円 5, 0 7 0
	和室B		円 1, 0 1 0	円 2, 0 3 0	円 2, 0 3 0	円 3, 0 4 0	円 4, 0 6 0	円 5, 0 7 0
	和室C		円 1, 0 1 0	円 2, 0 3 0	円 2, 0 3 0	円 3, 0 4 0	円 4, 0 6 0	円 5, 0 7 0
鹿ヶ壺ふれあいの館			円 2, 0 3 0	円 4, 0 7 0	円 4, 0 7 0	円 6, 1 0 0	円 8, 1 4 0	円 10, 1 7 0
コテ ー	宿泊	4 人用	1 室 1 泊につき 8, 1 4 0 円。ただし、金曜日、土曜日、日曜 日若しくは休日の前日又は 7 月若しくは 8 月に宿泊する場合は、 12, 2 2 0 円					

		7人用	1室1泊につき 14,250円。ただし、金曜日、土曜日、日曜日若しくは休日の前日又は7月若しくは8月に宿泊する場合は、20,370円
		10人用	1室1泊につき 19,350円。ただし、金曜日、土曜日、日曜日若しくは休日の前日又は7月若しくは8月に宿泊する場合は、28,510円
	休憩	4人用	1室1時間につき 1,010円
		7人用	1室1時間につき 1,520円
		10人用	1室1時間につき 2,030円
キャンプ場	大人（中学生以上）	1人1泊につき	400円
	小人（小学生）	1人1泊につき	300円
	テント設置スペース	1張1泊につき	1,520円
	タープ設置スペース	1張1泊につき	1,010円
オートキャンプ場	宿泊	（大）	1サイト1泊につき 5,090円
		（小）	1サイト1泊につき 3,050円
	デイキャンプ	（大）	1サイト1回につき 3,050円
		（小）	1サイト1回につき 1,830円
附属設備	バーベキューサイト	1基1回につき	2,030円
	管理棟会議室	1室1日につき	3,050円
	シャワールーム	1人1回につき	200円

2 割増料金等

- (1) コテージの「1泊」とは、午後3時から翌日午前10時まで（1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午前10時から翌日午前10時まで）の使用をいう。

- (2) キャンプ場及びオートキャンプ場の「1泊」とは、午後2時から翌日午後1時まで（1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午後1時から翌日午後1時まで）の使用をいう。
- (3) コテージの「休憩」とは、午前10時から午後3時までの使用をいう。
- (4) 「1日」とは、午前10時から午後9時までをいう。
- (5) ふれあい交流センターの和室又は鹿ヶ壺ふれあいの館の使用に際し、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の展示若しくは販売をするときの使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に当該基本使用料の10割に相当する額を加算した額とする。

○姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例施行規則

平成１８年３月２７日

規則第３６号

（趣旨）

第１条 この規則は、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例（平成１８年姫路市条例第５９号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第２条 条例第５条第１項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難なときは、あらかじめ電話等により申請することができるものとする。

（使用許可書の交付等）

第３条 市長は、条例第５条第１項の許可をしたときは、当該申請者に姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

２ 姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺（以下「グリーンステーション」という。）の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際には使用許可書を携帯し、グリーンステーションの係員の提示の要求があったときは、直ちにこれにしなければならない。

（使用期間）

第４条 グリーンステーションの使用期間は、引き続き５日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用中止届）

第５条 使用者は、グリーンステーションの施設の使用を中止しようとするときは、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺使用中止届に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の納付）

第６条 使用料は、グリーンステーションの施設の使用が終わったときに納付しなければならない。ただし、事前に納付することを妨げない。

（使用料の減免）

第７条 条例第１０条の規定により使用料を減免し、又は免除することができる場合及び

その額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市が使用する場合 使用料の全額
- (2) 市内の義務教育諸学校の児童及び生徒並びにその引率者の団体が学校教育の一環として使用する場合 使用料の全額
- (3) 市内の児童及び生徒を主たる構成員とする団体が社会教育の一環として使用する場合 使用料の2割に相当する額
- (4) 地域の公共的団体が公益のためにふれあい交流センター又は鹿ヶ壺ふれあいの館を使用する場合 使用料の全額
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄にその旨を記載して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第3号又は第4号に該当する場合 既納の使用料の全額
- (2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(読替え)

第9条 グリーンステーションの管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条から第5条まで、第7条第2項及び第8条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第10条 条例第18条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

- 2 条例第18条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(4) 当該団体の経営状況を説明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第 1 1 条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

(1) 指定管理者が行う管理業務の範囲

(2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項

(3) 管理に要する費用に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、グリーンステーションの管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第 1 2 条 条例第 2 2 条の規定による事業報告書は、毎年度終了後 4 5 日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) グリーンステーションの利用状況

(3) 管理経費等の収支状況

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(利用料金)

第 1 3 条 条例第 2 4 条第 5 項に規定する市長が別に定める場合は、第 8 条各号に掲げる場合とする。

(補則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、グリーンステーションの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 2 7 日規則第 2 4 号)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 2 6 日規則第 1 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

